

# 山口県報

平成23年  
9月13日  
(火曜日)

## 目 次

規則  
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………一  
教委規則  
山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………五  
人委規則  
職員の見休休業等に関する規則の一部を改正する規則……………五



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第三十八号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第七号中、「、条例附則第九条の二第一項」を削り、同条第八号中、「、条例附則第九条の二第二項」を削り、同条第十号中、「第十項」を「第六項」に改め、「、条例附則第九条の二第三項」を削る。

第二十六条中、「第三項若しくは第五項」を「若しくは第三項」に改める。

第二十七条中、「第四項又は第六項」を「又は第四項」に、「第七十三条の二十七の

七第三項、法第七十三条の二十七の八第二項又は法第七十三条の二十七の九第二項を「第七十三条の二十七の六第二項」に改め、「(法第七十三条の二十七の六第二項において準用する場合を含む。）」及び「条例附則第九条の二第四項又は」を削る。

別記第六十五号様式(その二)を削り、同様式(その三)を同様式(その二)とし、同様式(その四)中「第5条第1項、第7条第1項、第9条第1項、第11条第1項又は」を削り、同様式(その四)を同様式(その三)とする。

別記第六十六号様式(その二)中

「(被収用不動産等の代替不動産・譲渡担保財産・市街地再開発組合等。）」を  
(被収用不動産等・外国人留学生寄宿舎用  
(事業協同組合等・外国人留学生寄宿舎用  
(被収用不動産等の代替不動産・譲渡担保財産・再開発会社用)」に改め、

法第73条の27の4第2項又は第72項該当	譲渡しようとする者	住所	氏名	年	月	日
	譲渡の予定年月日	年	月	日		
法第73条の27の4第6項該当	譲渡しようとする者	住所	氏名	年	月	日
	譲渡の予定年月日	年	月	日		

を記す、

法第73条の27の4第8項該当	譲渡しようとする者	住所	氏名	年	月	日
法第73条の27の4第2項該当	譲渡の予定年月日	年	月	日		

法第73条の27の5第2項該当	譲渡しようとする組合員又は所属員	住所	氏名	年	月	日	組合の認可年月日及び番号	年	月	日
	譲渡の予定年月日	年	月	日						
法第73条の27の8第2項該当	土地を寄宿舍の用に供する予定年月日	年	月	日						
	家を寄宿舍の用に供する予定期間	年	月	日から	年	月	日まで			

を記す、

「回整地（㉞㉟）㉞㉟、譲渡しようとする者、取得する予定の者及び譲渡しようとする組合員又は所属員、㉞」及び取得する予定の者、㉞㉟、㉞㉟、回整地（㉞㉟）㉞

「（農地保有合理化促進事業・土地改良区等の換地・）㉞、㉞

「（農地保有合理化促進事業・土地改良区の換地用）」㉞

「第60条第7項 第 項の、」㉞「第60条第5項の、」㉞

法第73条の27の6第2項該当
法第73条の27の7第3項該当

を

法第73条の27の5第3項該当
法第73条の27の6第2項該当

㉞㉟

法第73条の27の9第2項該当	現物出資した者	住所	氏名	年 月 日
	農業者の用に供する予定年月日	入会林野又は旧慣使用林野の使用又は収益の状況に対応する割合(入会権者又は旧慣使用権者の数)	氏名	年 月 日

を記す

「回覧会(㊦㊧㊨)の会中、「譲渡しようとする者及び現物出資した者」及び「譲渡しようとする者」に該当し、回覧会(㊦㊧㊨)の「第5条第1項、第7条第1項、第9条第1項、第11条第1項又は」を記す。

記す(㊦㊧㊨)の

「(被収用不動産等の代替不動産・譲渡担保財産・市街地再開発組合等・)」、「(事業協同組合等・外国人留学生寄宿舎用)」、「

「(被収用不動産等の代替不動産・譲渡担保財産・再開発会社用)」、「

法第73条の27の4第2項又は第4項は第12項該当	被譲渡不動産の所有者	住所	氏名	年 月 日
	譲渡年月日	住所	氏名	年 月 日
法第73条の27の4第6項該当	被譲渡不動産の所有者	住所	氏名	年 月 日
	譲渡年月日	住所	氏名	年 月 日

を記す

法第73条の27の4第8項該当	を	法第73条の27の4第2項該当
-----------------	---	-----------------

法第73条の3第3項該当 法第73条の8第2項該当	被讓渡不動産の所有者 氏 名	住 所
	組合の設立年月日 譲 渡 年 月 日	年 月 日 年 月 日
法第73条の27の8第2項該当	土地を寄宿舍の用に供した年月日 家屋を寄宿舍の用に供した期間	年 月 日 年 月 日から 年 月 日まで

を記す、

「回覧代(No.〇〇)の共中、「被讓渡不動産の所有者」を記す、回覧代(No.〇〇)中

「(農地保有合理化促進事業・土地改良区等の換地・)」、を

「(農地保有合理化促進事業・土地改良区の換地用)」を

「第62条第 項 第 項の」を「第62条第 項の」を

法第73条の27の6第2項該当	法第73条の27の5第3項該当	法第73条の27の6第2項該当
法第73条の27の7第3項該当	法第73条の27の6第2項該当	

を記す、

法第73条の27の9第2項該当	現物出賃した者 氏 名	住 所
法附則第4条の4第4項該当	農業の用に供した年月日 入会林野又は旧慣使用林野の使用又は収益の状況に對する割合 (入会権者又は旧慣使用権者の数)	年 月 日

を記す、

回覧代(No.〇〇)の共中、「譲り受けた者及び現物出賃した者」を「及び譲り受けた者」に記す、回覧代(No.〇〇)中「第5条第1項、第7条第1項、第9条第1項、第11条第1項又は」を記す。

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の山口県税賦課徴収条例施行規則に定める様式による不動産取得税減額申請書を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして使用することができる。



山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月十三日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第六号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表学校安全・体育課の項第十二号を次のように改める。

十二 山口県スポーツ推進審議会に関すること。

第九十一条第一号の表山口県スポーツ振興審議会の項を削り、同条第二号の表に次のように加える。

山口県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項についての調査審議に関する事務	学校安全・体育課
--------------	---	----------

附則

この規則は、公布の日から施行する。



職員の子供休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月十三日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第十八号

職員の子供休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の子供休業等に関する規則（平成四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「育児休業承認請求書により」の下に「行い、条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「一月」の下に、「（条例第二条の二第三号に掲げる場合にあつては、二週間）」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員が条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第二条を第二条の三とする。

第一条の次に次の二条を加える。

（育児休業をすることができる非常勤職員）

第二条 条例第二条第四号イ③の人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日

が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員とする。

（非常勤職員が継続的な勤務のために育児休業をすることが特に必要と認められる場合）

第二条の二 条例第二条の二第三号口の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第二条の二第三号口に規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日（条例第二条第四号イ②に規定する一歳到達日をいう。以下同じ。）後の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として条例第二条の二第三号口に規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

イ 死亡した場合  
ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になつた場合  
ハ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなつた場合

二 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

第四条中「第二条」を「第二条の三第一項及び第二項本文」に改める。

第五条第三項及び第十条第二項中「第二条第二項」を「第二条の三第二項本文」に改める。

平成二十三年九月十三日印刷  
平成二十三年九月十三日発行

発行人所

山口県知事庁

第十二条第二項中「第二条第二項」を「第二条の三第二項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第二十八条第一項第二号口の人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。